

# 令和3年度第1回 小郡市都市計画審議会 — 議 事 録 —

■日時：令和3年4月14日（水）

■場所：小郡市役所 本館3階大会議室

■出席委員：春田千秋委員、天本徳浩委員、寺崎廣喜委員、天本正幸委員、富崎高志委員、百瀬光子委員、大場美紀委員、高木良郎委員、松村知樹委員、大隈徹浩委員、上村良典委員、森田由美子委員、佐々木登美子委員

■事務局

○小郡市

大中都市建設部長、松延都市計画課長、牟田計画係長、宮田企画主査、面高主任主事

## 議 事

久留米小郡都市計画大原西地区地区計画の変更（小郡市決定）

■事務局

～議案第1号「久留米小郡都市計画大原西地区地区計画の変更（小郡市決定）」を説明～

■委員

資料の作り方だが、議案第1号の2ページの下の方に「地区計画及び地区整備計画の区域は計画表示のとおり」と記載がある。区域は図面に表示しているということだと思うが、例えば6ページを見てみると、地区計画区域については凡例があって、地区整備計画の区域については、明記されていないのではないかと。例えば、この凡例の「地区計画区域」の後に、括弧書きで、「地区整備計画区域」と入れていただくと分かりやすくなるので、最終的な都市計画の決定図書の書きぶりを少し検討していただければと思う。

■事務局

確かに、計画図と計画書の内容で整合性がとれていないため、これからそのようにさせていただきます。

■委員

資料4ページに用途制限を記載しているが、変更前と変更後が同じだが、どういうことか。それと、7ページにA地区、B地区とあるが、このB地区の用途制限も同じであったか確認したい

■事務局

B地区は具体的な計画がなかったため、地区整備計画はたてていなかった。A地区については、今回の変更内容と同様だったため、変更ないような記載の仕方になっている。

■委員

B地区にはすでに建築物が建っている。これについては、地区計画に関係なく、許可が不要だったということか。

■事務局

「特積み※」という事業形態で、開発許可不要で建っている。本来であれば、地区計画の区域であり、34条の10号で建てるべきだったが、農地区分の関係で、第1種農地が3分の1以上含まれてしまうと、転用ができないという条件が農地法で出てきた。それを避けるために「特積み」で

建っている。内容的には同じ冷凍倉庫だが、それを地区計画上整理したという流れになっている。

※特積み…特別積合せ貨物運送

## 採 決

久留米小郡都市計画大原西地区地区計画の変更（小郡市決定）

～議案第1号「久留米小郡都市計画大原西地区地区計画の変更（小郡市決定）」を採決～

### ■委員

（異議なし）

### ■議長

原案について異議はなく、原案のとおり変更されるのが適当である。